ハ　災害等が発生した日から同日以後一年を経過する日までの間に相続等により会社の非上場株式等の取得をした個人が相続税の納税猶予制度の適用を受けようとする場合において、当該会社が次に掲げる場合に該当するときは、当該会社が資産保有型会社に該当してはならないこととする要件等を免除する。

(イ)　当該会社の事業の用に供する資産が災害によって甚大な被害を受けた場合

(ロ)　当該会社の事業所が災害によって被害を受けたことにより当該会社における雇用の確保が困難となった場合

(ハ)　中小企業信用保険法に規定する一定の災害等により当該会社の売上金額が大幅に減少した場合

(3)　非上場株式等の贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予制度における認定相続承継会社の要件について、中小企業者であること及びその株式等が非上場株式等に該当することとする要件を撤廃する。

(六)　医療法人の持分に係る贈与税及び相続税の納税猶予制度等について、その適用期限を三年延長することとした。(租税特別措置法第七〇条の七の五～第七〇条の七の九関係)

(七)　次のとおり、医療法人の持分の放棄があった場合の贈与税の課税の特例を創設することとした。(第七〇条の七の一〇関係)

(1)　良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律に規定する移行計画の認定を受けた医療法人の持分を有する個人がその持分の全部又は一部の放棄をしたことにより当該医療法人がその認定移行計画に記載された移行期限までに持分の定めのない医療法人への移行をした場合には、当該医療法人が当該放棄により受けた経済的利益については、贈与税を課さない。

(2)　右記(1)の適用を受けた医療法人について、持分の定めのない医療法人への移行をした日以後六年を経過する日までの間に移行計画の認定要件が取り消された場合には、右記(1)の経済的利益については、当該医療法人を個人とみなして、贈与税を課する。

(八)　利用権設定等促進事業により農用地等を取得した場合の所有権の移転登記に対する登録免許税の税率の軽減措置について、軽減税率を一、〇〇〇分の一〇（改正前一、〇〇〇分の八）に引き上げた上、その適用期限を二年延長することとした。(租税特別措置法第七七条関係)

(九)　次に掲げる事項について登記を受ける場合において、当該事項が、農業競争力強化支援法に規定する認定事業再編計画の認定（同法の施行の日から平成三一年三月三一日までの間にされるものに限る。）に係るものであるときは、当該登録免許税の税率を、次のとおり軽減する措置を講ずることとした。(租税特別措置法第八〇条関係)

(1)　株式会社の設立又は増資の登記
一、〇〇〇分の三・五（本則一、〇〇〇分の七）

(2)　合併による株式会社の設立又は増資の登記
一、〇〇〇分の一（純増部分については、一、〇〇〇分の三・五）
（本則一、〇〇〇分の一・五（純増部分については、一、〇〇〇分の七））

(3)　分割による株式会社の設立又は増資の登記
一、〇〇〇分の五（本則一、〇〇〇分の七）

(4)　法人の設立等の場合における不動産の所有権の移転登記
一、〇〇〇分の一六（本則一、〇〇〇分の二〇）

(5)　合併による法人の設立等の場合における不動産の所有権の移転登記
一、〇〇〇分の二（本則一、〇〇〇分の四）

(6)　分割による法人の設立等の場合における不動産の所有権の移転登記
一、〇〇〇分の四（本則一、〇〇〇分の二〇）

(〇)　特例事業者が不動産特定共同事業契約により不動産を取得した場合の所有権の移転登記等に対する登録免許税の税率の軽減措置について、不動産特定共同事業法の一部を改正する法律により創設される小規模不動産特定共同事業及び適格特例投資家限定事業のうち一定のものを適用対象に加えた上、その適用期限を二年延長することとした。(租税特別措置法第八三条の三関係)

(一)　被災者生活再建支援法が適用される自然災害の被災者等が当該自然災害により滅失等をした建物に代わるものとして新築等をした建物の所有権の保存登記等及びその敷地の用に供する土地の所有権等の移転登記等並びにこれらの登記と同時に受けるこれらの建物及び土地の取得資金の貸付け等に係る抵当権の設定登記で、当該自然災害の発生した日から同日以後五年を経過する日までの間に受けるものに対する登録免許税を免税とする措置を講ずることとした。(租税特別措置法第八四条の四及び第八四条の五関係)

(二)　自然災害（被災者生活再建支援法が適用されるものに限る。）の被災者が、次のいずれかに該当する場合に作成する不動産譲渡契約書又は建設工事請負契約書のうち、当該自然災害の発生した日から同日以後五年を経過する日までの間に作成されるものについては、印紙税を課さないこととした。(租税特別措置法第九一条の二関係)

(1)　自然災害により滅失した建物又は自然災害により損壊したため取り壊した建物（(3)において「滅失等建物」という。）が所在した土地を譲渡する場合

(2)　自然災害により損壊した建物（(6)において「損壊建物」という。）を譲渡する場合

(3)　滅失等建物に代わるもの（以下「代替建物」という。）の敷地の用に供する土地を取得する場合

(4)　代替建物を取得する場合

(5)　代替建物を新築する場合

(6)　損壊建物を修繕する場合

(三)　公的貸付機関等又は銀行等の金融機関が災害（一定の激甚災害に限る。）の被災者等に対して行う金銭の特別貸付けに係る消費貸借契約書のうち、当該災害の発生した日から同日以後五年を経過する日までの間に作成されるものについては、印紙税を課さないこととした。(租税特別措置法第九一条の四関係)

(四)　住宅用家屋の所有権の保存登記若しくは移転登記又は住宅取得資金の貸付け等に係る抵当権の設定登記に対する登録免許税の税率の軽減措置の適用期限を三年延長することとした。(租税特別措置法第七二条の二、第七三条及び第七五条関係)

(五)　次に掲げる租税特別措置の適用期限を二年延長することとした。

(1)　土地の売買による所有権の移転登記等に対する登録免許税の税率の軽減措置（租税特別措置法第七二条関係）

(2)　信用保証協会等が受ける抵当権の設定登記等に対する登録免許税の税率の軽減措置（租税特別措置法第七八条関係）

(3)　金融機能の強化のための特別措置に関する法律に規定する経営強化計画に基づき行う登記に対する登録免許税の税率の軽減措置（租税特別措置法第八〇条の二関係）

(4)　認定民間都市再生事業計画に基づき建築物を建築した場合の所有権の保存登記に対する登録免許税の税率の軽減措置（租税特別措置法第八三条関係）

(5)　特定目的会社が資産流動化計画に基づき特定不動産を取得した場合等の所有権の移転登記に対する登録免許税の税率の軽減措置（租税特別措置法第八三条の二関係）

(六)　認定公社管理道路運営事業に係る公共施設等運営権の設定登録に対する登録免許税の税率の軽減措置は、適用期限の到来をもって廃止することとした。(旧租税特別措置法第八二条関係)

消費課税

(一)　特定非常災害の被災者である事業者が、国税庁長官が定める日（以下「指定日」という。）までに消費税の課税事業者選択届出書等を提出した場合には、本来の提出期限までに提出したこととし、課税事業者等を選択した場合の二年間の継続適用等の要件は適用しないこととした。(租税特別措置法第八六条の五関係)